

三世代近居等定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三世代による同居又は近居を促進することで、子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくり、もって定住の促進と地域の活性化を目的として、三世代同居又は三世代近居となる者に対して交付する三世代近居等定住促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 子 本町に転入し、又は町内の賃貸住宅から転居し、かつ、三世代同居又は三世代近居をする者をいう。
- (3) 親 子の父又は母（義理の父又は母を含む。）をいう。
- (4) 孫 交付申請（第7条に規定する交付申請書を提出することをいう。以下同じ。）日において、子に監護されている12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に子と同居する予定の者を含む。）をいう。
- (5) 子世帯 子と孫を構成員とする世帯をいう。
- (6) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (7) 三世代同居 親世帯と子世帯の構成員が、同一建物又は同一敷地内で居住することをいう。
- (8) 三世代近居 親世帯と子世帯の構成員が、町内に居住することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、三世代同居又は三世代近居をする者であつて、住宅の新築又は購入（以下「新築等」という。）をしたものとする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) 子が町内の賃貸住宅から転居している場合にあつては、子世帯が、補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）の新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日において子世帯が自ら賃貸借契約を締結する賃貸住宅に居住し、又は勤務先に対し家賃相当額を支払って居住していること。
- (2) 子世帯の全員が、新築等に係る工事請負契約又は売買契約をした日前1年間に於いて、三世代同居をしていないこと。
- (3) 親が交付申請日前3年以上継続して居住していること。ただし、この要件に適合させることが適当でないと町長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 新築等に係る工事請負契約又は売買契約をした日において、子が49歳以下であること。

- (5) 交付申請時において、三世代同居にあつては子世帯の構成員全員が親世帯の構成員とともに補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住していること、三世代近居にあつては子世帯の構成員全員が補助対象住宅に居住していること。ただし、療養、転勤、通学等世帯の構成員の一部が三世代同居又は三世代近居できないと町長が認める場合はこの限りでない。
- (6) 親世帯及び子世帯の構成員のうち納税義務のある者全員が町税（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。）を滞納していないこと。
- (7) 親世帯及び子世帯が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (8) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (9) 東浦町結婚新生活支援補助金の交付を受けたことがないこと。
- (10) 子世帯が、自らが居住する地区のコミュニティ推進協議会に加入すること。ただし、三世代同居にあつては、親世帯がコミュニティ推進協議会に加入している場合はこの限りでない。
- (11) 親世帯及び子世帯の構成員全員が、東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと又は同条第 1 号に規定する暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (12) 補助対象住宅が、次の各号のいずれにも該当すること。
 - ア 親、子若しくは孫のいずれかの単独名義又は親、子若しくは子から見て一親等以内の者との共有名義（同一の建物に、親から見て子が複数人居住している場合にあつては、これらの子及びこれらの子から見て一親等以内の者が共有名義の場合を含む。）で所有権保存登記又は所有権移転登記をしたもの。
 - イ 令和 3 年 4 月 1 日以降の契約に基づき、新築等をする住宅であること。
 - ウ 令和 9 年 3 月 31 日までに、新築等が完了していること。
 - エ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和 55 年政令第 196 号）による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は交付申請時までに同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅であること。
 - オ 交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準（住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づき策定された住生活基本計画において定められている最低居住面積水準をいう。）以上の住戸専用（専有）面積の住宅であること。
 - カ 三世代同居又は三世代近居において、新築等をする住宅が市街化区域内にあること。
 - キ 賃貸を目的とするものでないこと。
 - ク 公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の新築等に係る工事請負契約金額又は売買契約金額のうち補助金の交付を申請しようとする者が支払った費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、30万円(補助対象住宅が、東浦町が作成する立地適正化計画に定める居住誘導区域(防災重点エリアを除く。)内にある場合にあっては50万円)を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三世帯同居又は三世帯近居を開始した日から起算して6カ月以内に、三世帯近居等定住促進補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 子と親の関係を証明できる戸籍全部事項証明書
- (2) 子世帯に孫がいること及び孫の年齢が確認できる書類
- (3) 新築等に係る工事請負契約又は売買契約をした日において、子が49歳以下であることが確認できる書類
- (4) 補助対象住宅において、三世帯同居又は三世帯近居を開始したことが確認できる書類
- (5) 新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日において、三世帯同居又は三世帯近居をする子世帯が居住しているときは、子世帯が自ら賃貸借契約を締結する賃貸住宅に居住し、又は勤務先に対し家賃相当額を支払って居住していることが確認できる書類
- (6) 子世帯の全員が、新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日前1年間に於いて、親世帯と同一建物又は同一敷地内に居住していないことが確認できる書類
- (7) 親世帯が第4条第3号に該当していることが確認できる書類
- (8) 新築等に係る契約書の写し
- (9) 新築等に係る支払が確認できる書類
- (10) 補助対象住宅の登記簿の全部事項証明書の写し
- (11) 新築等が適正に施行されたことを証する書類
- (12) 親世帯及び子世帯の構成員のうち納税義務のある者全員の税の未納がないことが確認できる書類
- (13) 第4条第5号ただし書に該当する場合にあっては、理由書
- (14) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

3 申請は、補助対象建物1棟若しくは同一の親につき又は三世帯同居若しくは三世帯近居につき1回限りとする。

(交付決定)

第8条 町長は前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、三世代近居等定住促進補助金交付決定通知書（様式第2）又は三世代近居等定住促進補助金不交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 町長が、補助事業の可否の決定に必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) この要綱及び関連法令を遵守すること。

(3) 子世帯及び親世帯の構成員の全員が、前項による交付決定通知書を受領後、継続して3年間補助対象住宅に居住すること。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(4) 子世帯及び親世帯の構成員のうち、納税義務のある者全員が、前項による交付決定通知書を受領後、3年を経過する日まで町税を滞納しないこと。

(実績報告等)

第9条 実績報告は、交付申請をもって、これに代えるものとする。

2 補助金の額の確定の通知は、第8条に規定する三世代近居等定住促進補助金交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、第8条1項の規定により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 補助対象住宅を譲渡又は貸し付けたとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条第2項第3号及び第4号並びに第11条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の三世代近居等定住促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる三世代近居等定住促進補助金の交付の申請について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の三世代近居等定住促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる三世代近居等定住促進補助金の交付の申請について適用する。